

官報

号外

昭和二十九年四月一日

○第十九回 参議院會議録第二十七号

昭和二十九年四月一日(木曜日)午前十一時四十五分開議

議事日程 第二十七号

昭和二十九年四月一日

午前十時開議

第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 執行猶予者保護観察法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○副議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨三月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 愛知 揆一君
- 人事委員 大連 茂雄君
- 同 岡 三郎君
- 文部委員 杉山 昌作君
- 同 安部キミ子君
- 厚生委員 湯山 勇君

昭和二十九年四月一日 参議院會議録第二十七号 議長の報告 會議 刑法の一部を改正する法律案外三件

農林委員 河野 謙三君
水産委員 秋山俊一郎君
経済安定委員 北村 一男君
予算委員 岩沢 忠恭君
決算委員 青山 正一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 秋山俊一郎君
人事委員 北村 一男君
文部委員 湯山 勇君
同 河野 謙三君
同 網 三郎君

厚生委員 安部キミ子君
農林委員 杉山 昌作君
水産委員 愛知 揆一君
経済安定委員 大連 茂雄君
予算委員 横山 フク君
決算委員 宮田 重文君

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

人権委員会設置法案(亀田得治君外九名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

補助金等の臨時特例等に関する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会に付託

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

骨牌税法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

航空法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

骨牌税法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

航空法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

骨牌税法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

昭和二十九年三月二十七日 参議院議長 堤 康次郎

五六一

昭和二十九年四月一日 参議院會議録第二十七号 刑法の一部を改正する法律案外三件

六条ノ二第二号ノ規定ノ適用ニ付テハ其処分ヲ取消サルルマデノ間ハ保護観察ニ付セラレザリシモノト看做ス
第二十六条ノ二第二号を次のよう
に改める。

二 第二十五条ノ二第一項ノ規定ニ依リ保護観察ニ付セラレタル者遵守ス可キ事項ヲ遵守セズ其情状重キトキ
附則

一 この法律は、昭和二十九年八月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。但し、刑法第一条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の刑法第二十五条ノ二第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯された罪については、適用しない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とにつき、刑法第四十七条又は第四十八条第二項の規定を適用して処断すべきときは、この限りでない。

3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のよう
に改正する。

第二条に次の一項を加える。
国外に在る日本航空機内で犯した罪については、第一項に規定する地の外、犯罪後その航空機の着陸(着水を含む。)した地による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

執行猶予者保護観察法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十九年三月二十七日
参議院議長 堤 康次郎
衆議院議長 河井彌八郎

執行猶予者保護観察法案
執行猶予者保護観察法
(この法律の目的)

第一条 この法律は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付された者がその期間中遵守しなければならぬ事項を定めるとともに、保護観察の方法及びその運用の基準等を定めることによつて、保護観察の適正な実施を図り、もつて、保護観察に付された者のすみやかな更生に資することを目的とする。

(保護観察の方法と運用の基準)
第二条 保護観察は、本人に本来自助の責任があることを認めてこれを指導援助するとともに、第五条に規定する事項を遵守するよう
に指導監督することによつて行
うものとし、その実施に当つては、目的に行つて行つて、本人の年齢、経歴、職業、心身の状態、家庭、交友その他の環境等を充分に考慮して、その者にもつともふさわしい方法を採らなければならない。

(保護観察をつかさどる機関)
第三条 保護観察は、保護観察に付されている者の住居地(住居がな

いか、又は明らかでないときは、現在地又は明らかである最後の住居地若しくは所在地とする。)を管轄する保護観察所をつかさどる。
(保護観察開始前の環境調整)
第四条 保護観察所の長は、刑法第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付する旨の旨渡があつて、その裁判の確定前本人から申出があつたときは、保護観察の開始を円滑ならしめるため、その者の境遇その他環境の状態の調整を図ることが出来る。

第五条 保護観察に付された者は、すみやかに、一定の住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にこれを届け出るほか、保護観察に付されている期間中、左に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 善行を保持すること。
二 住居を移転し、又は一箇月以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。
(指導監督)
第六条 指導監督を行うにあつては、公共の衛生福祉その他の施設にあつて旋する等の方法によつて、本人が就職し、又は必要な職業の補導、医療、宿所等を得ることを援助し、本人の環境を調整し、その他本人が更生するために必要な助言、連絡その他の措置をとるものとする。

2 前項の措置によつては必要な保護が得られないため、本人の更生が妨げられるおそれがある場合に

は、本人に対し、備住旅費、衣類、食事を給付し、医療又は宿泊所を供与し、その他更生のために必要な保護を行うことが出来る。
(指導監督)
第七条 指導監督を行うにあつては、本人の更生の意欲を助長することに努めるとともに、本人が遵守しなければならぬ事項の範囲内、その性格、環境、犯罪の動機及び原因等から見て、違反のおそれが多いと思われる具体的事項を見出しこれを本人に自覚させた上、その遵守について適切な指示を与える等、本人をして遵守事項を遵守させるために必要な措置をとるものとする。

(保護観察の仮解除)
第八条 刑法第二十五条ノ二第二項の規定による保護観察の仮解除は、本人の保護観察をつかさどる保護観察所の所在地を管轄する地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)が、保護観察所の長の申請に基づき、決定をもつて、するものとする。

2 保護観察の仮解除をした地方委員会、本人の行状により再び保護観察を行うのを相当と認めるときは、決定をもつて、仮解除の処分を取り消すことが出来る。
(検査官への申出)
第九条 保護観察所の長は、刑の執行猶予の旨渡を受けて保護観察に付されている者について、刑法第二十六条ノ二第二号の規定により猶予の旨渡を取り消すべきものと認めるときは、本人の現在地又は

最後の住所を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に対応する検査官の検査官に、書面、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第三百四十九条第二項に規定する申出をしなければならない。
(呼出、引致)
第十条 地方委員会又は保護観察所の長は、保護観察に付されている者を呼び出し、質問することが出来る。

2 保護観察所の長は、左の場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、保護観察を受けている者を引致させることが出来る。
一 本人が一定の住居に居住しないとき。
二 本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足る充分な理由があり、且つ、その者が前項の規定による呼出に応ぜず、又は応じないおそれがあるとき。

3 前項の引致状及び引致については、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)第四十一条第三項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第七項但書中「第四十五条第一項の決定」とあるのは、「第十一条第一項の決定」と読み替へるものとする。
(留置)
第十一条 保護観察所の長は、引致状により引致された者につき、第九条の申出をするために審理を行う必要があると認めるときは、審理を開始する旨の決定をすることが出来る。

最後の住所を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に対応する検査官の検査官に、書面、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第三百四十九条第二項に規定する申出をしなければならない。
(呼出、引致)
第十条 地方委員会又は保護観察所の長は、保護観察に付されている者を呼び出し、質問することが出来る。

2 保護観察所の長は、左の場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、保護観察を受けている者を引致させることが出来る。
一 本人が一定の住居に居住しないとき。
二 本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足る充分な理由があり、且つ、その者が前項の規定による呼出に応ぜず、又は応じないおそれがあるとき。

3 前項の引致状及び引致については、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)第四十一条第三項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第七項但書中「第四十五条第一項の決定」とあるのは、「第十一条第一項の決定」と読み替へるものとする。
(留置)
第十一条 保護観察所の長は、引致状により引致された者につき、第九条の申出をするために審理を行う必要があると認めるときは、審理を開始する旨の決定をすることが出来る。

最後の住所を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に対応する検査官の検査官に、書面、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第三百四十九条第二項に規定する申出をしなければならない。
(呼出、引致)
第十条 地方委員会又は保護観察所の長は、保護観察に付されている者を呼び出し、質問することが出来る。

2 保護観察所の長は、左の場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、保護観察を受けている者を引致させることが出来る。
一 本人が一定の住居に居住しないとき。
二 本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足る充分な理由があり、且つ、その者が前項の規定による呼出に応ぜず、又は応じないおそれがあるとき。

3 前項の引致状及び引致については、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)第四十一条第三項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第七項但書中「第四十五条第一項の決定」とあるのは、「第十一条第一項の決定」と読み替へるものとする。
(留置)
第十一条 保護観察所の長は、引致状により引致された者につき、第九条の申出をするために審理を行う必要があると認めるときは、審理を開始する旨の決定をすることが出来る。

2 前項の決定があつたときは、引致後十日以内、監獄若しくは少年鑑別所又はその他の適当な施設に留置することができる。但し、その期間中であつても、留置の必要がないときは、直ちにこれを釈放しなければならない。

3 前項の期間内に刑事訴訟法第三百四十九条の請求がなされたときは、同項本文の規定にかかわらず、裁判所の決定の告知があるまで、継続して留置することができる。但し、留置の期間は、遅滞して二十日をこえることができない。

4 刑事訴訟法第三百四十九条の第二項の規定による口頭弁論の請求があつたときは、裁判所は、決定で、十日間に限り、前項但書の期間を延長することができる。その決定の告知については、刑事訴訟法による決定の告知の例による。

5 第三項の決定が刑の執行猶予の言渡を取り消すものであるときは、同項本文の規定にかかわらず、その決定が確定するまで、継続して留置することができる。

6 第二項から前項までの規定により留置された日数は、刑の執行猶予が取り消された場合において、刑期に算入する。

(審査の請求)

第十二条 地方委員会が行つた保護観察の仮解除の取消処分について不服がある者は、処分の日から三十日以内に、中央更生保護審査会(以下「審査会」といふ)に対し、審査を請求することができる。

2 審査の請求は、法務省令の定め

る方式に従い、書面で行なければならぬ。

3 審査の請求は、処分の執行を停止する効力を有しない。

4 審査会のある審査の手続及び処分については、犯罪者予防更生法第五十条及び第五十一条の規定を準用する。

(その他の権限)

第十三条 審査会、地方委員会又は保護観察所の長は、この法律に定めるもののほか、犯罪者予防更生法第四十一条の二、第五十五条第一項及び第二項、第五十五条の二から第五十八条まで並びに第六十条第一項及び第二項の規定に準じ、その権限を行使することができる。この場合において、同法第五十五条の二第四項中「第三十四条第二項の規定により本人が居住すべき場所」とあるのは、「第五十五条の規定により本人が届け出た住居」と、同法第六十条第一項中「第四十条第二項(第五十三條第二項)において準用する場合を含む。」の規定により支払つた費用」とあるのは、「第六条第二項の規定による保護に要した費用」とそれぞれ読み替へるものとする。

2 犯罪者予防更生法第五十五条第三項又は第六十条第三項の規定は、審査会若しくは地方委員会又は保護観察所の長が、前項の規定により、同法第五十五条第一項及び第二項又は第六十条第一項及び第二項の規定に準じてその権限を行使する場合に準用する。

3 審査会、地方委員会又は保護観察所の職員又は職員であつた者は、この法律に定める職務を行うに当り知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、犯罪者予防更生法第五十九条の規定に準じ、証言を拒むことができる。

1 この法律は、刑法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 この法律の施行前に、刑法第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付された者について犯罪者予防更生法の規定によつてなされた手続及び処分は、それぞれこの法律中の相当規定によつてなされた手続及び処分とみなす。

3 犯罪者予防更生法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第四号を削る。

第三十七條中「住居が定まらないときは、現在地とする。」を「住居がないか、又は明らかでないときは、現在地又は明らかである最後の住居地若しくは所在地とする。」に改める。

第四十一条第二項第一号中「第三十四条第二項の規定により居住すべき住居」を「一定の住居」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の引致は、地方委員会又は保護観察所の長の請求により、当該地方委員会又は保護観察所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官が発する。

第四十五条第一項中「又は保護観察所の長を削り、」仮出獄の取消

又は第四十六条の申出を、又は仮出獄の取消に改め、同条第三項中「又は刑の執行を猶予されている者」又は刑事訴訟法第三百四十九条の請求及び「又は請求」を削り、「裁判所の決定」を「裁判所から決定の通知」に改め、同条第四項、第五項及び第七項を削り、第六項を第四項とし、第八項を第五項とし、同項中「地方委員会のする」を削る。

第四十六条を次のように改める。

第五十五条の二第二項に次の但書を加える。

但し、急速を要する場合に、その他の方法によることができる。

4 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「応急の救護」を「救護及び執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第 号)第六条の規定による保護に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、その裁判が確定するまでの者

第四条第四項中「犯罪者予防更生法第四十条第二項の規定により応急の救護」を「犯罪者予防更生法第四十条第二項の規定による救護及び執行猶予者保護観察法第六条第二項の規定による保護」に改める。

第六条第二項中「応急の救護」を

「救護又は執行猶予者保護観察法第六条第二項の規定による保護」に、同条第三項中「又は応急の救護」を「救護又は保護」に改める。

5 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四十二号)第四十一条の下に」又は執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第 号)第十條」を加える。

昭和二十九年四月一日 参議院會議録第二十七号 刑法の一部を改正する法律案外三件

昭和二十九年四月一日 参議院會議録第二十七号 刑法の一部を改正する法律案外三件

を懲戒し又は罷免する権限を有する者に対し、書面請求することによつて行ふ。

(懲戒の処分)

第二条 前条の請求を受けた者が懲戒又は罷免に関する処分をする場合における処分の種類、手続(処分に対する審査に関するものを含む。)及び効果については、刑事訴訟法に定があるものの外、それぞれ、当該職員に対する通常の懲戒処分の例による。

附則

この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

「審査報告書は都合により附録に掲載」

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月二十九日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井篤八郎

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「林野簡易裁判所」を「久島簡易裁判所」に、「久島簡易裁判所」を「名瀬簡易裁判所」に、「名瀬簡易裁判所」を「宮島簡易裁判所」に、「同表所在地の欄中」埼玉県入間郡飯能町」を「飯能市」に、「茨城県新治郡石岡町」を「石岡市」に、「愛知県豊橋郡西尾町」を「西尾市」に、「三重県多気郡三瀬谷村」を「三重県多気郡三瀬谷町」に、「広島県福壽郡土生町」を「因島市」に、「岡山県後月郡井原町」を「井原市」に、「岡山県英田郡林野町」を「岡山県英田郡美作町」に、「鳥取県東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「鳥取県東伯郡八橋町」を「鳥取県東伯郡東伯町」に、「鳥取県安濃郡大田町」を「大田市」に、「鹿兒島県熊毛郡上屋久村」を「鹿兒島県熊毛郡上屋久市」に、「鹿兒島県大島郡津久村」を「宮城県本吉郡気仙沼町」を「気仙沼市」に改める。

別表第五表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「入間郡の内」に改め、「飯能町」を削り、同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「公平村」、「丘山村」、「豊成村」、「正気村」及び「大和村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「七会村」を削り、「上郷村」を「上郷町」に、「大穂村」を「大穂町」に改め、同表石岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「新治郡の内」を「石岡市」に改め、「石岡町」、「高浜町」を削り、「新治村」、「志筑村」を「千代田村」に改

め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「牛久村」を「牛久町」に改め、同表下館簡易裁判所の管轄区域の欄中「養蚕村」及び「竹島村」を削り、「大村」を「大村町」に、「雨引村」、「大園村」を「大和村」に改め、同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「雀宮村」を「雀宮町」に、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿久津村」を「阿久津町」に改め、同表岩村簡易裁判所の管轄区域の欄中「北大井村」、「大里村」、「川辺村」及び「表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「新田村」を削り、同表布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「南高安村」を「南高安町」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「取石村」を削り、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「奈良市」を「奈良市 大和郡山手」に改め、「治道村」、「平和村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西脇野村」を「西脇町」に改め、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「新庄村」を削り、同表西尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「幡豆郡」を「西尾市 幡豆郡」に改め、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「一身田町」を削り、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「三瀬谷村」を「三瀬谷町」に改め、同表八尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「杉原村」、「保内村」、「室敷村」及び「黒瀬谷村」を削り、同表魚津簡易裁判所の管轄区域の欄中「東布施村」、同表泊簡易裁判所の管轄区域の欄中「新屋村」、「小指戸村」、「青木村」、「飯野村」、「上原村」、「横山村」、「門山村」並びに同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北般若村」、「東五位村」及び「戸出

町「醍醐村」を削り、同表瀧波簡易裁判所の管轄区域の欄中「南般若村」及び「柳瀬村」、「大田村」、「東野尻村」を削り、「星戸村」、「高波村」を「戸出町」に改め、同表石動簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮島村」、「子瀬村」、「東谷

村、「埴生村」、「正得村」、「松沢村」、「荒川村」及び「石堤村」並びに同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「長谷村」及び「東生口村」を削り、同表尾道簡易裁判所の項を次のように改める。

尾道 広島県の内 尾道市 三原市 御調郡 豊田郡の内 船木村 沼隈郡の内 赤坂村 神村 本郷村 東村 西村 高須村 松永町 柳瀬村 金江村 藤江村 浦崎村 百島村 横島村 田島村

同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「御調郡の内 土生町 三庄町 田熊町 重井村 中庄村 大浜村」を「因島市」に、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田町 福川町」を「南陽町」に改め、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田村」、同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田村 黒崎町」、同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「児島郡の内」及び「浅口郡の内 福田町」及び「速島町」並びに同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「城見村 陶

山村 大井村 吉田村 新山村」及び「稻倉村 大江村 神島内村」を削り、同表井原簡易裁判所の管轄区域の欄中「後月郡」を「井原市 後月郡」に、同表林野簡易裁判所の項中「林野」を「美作」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊国村」及び「湯郷町」、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉田村」、「面影村」及び「下私都村」、同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「国中村」並びに同表若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「大御門村」を削り、同表倉吉簡易裁判所の項を次のように改める。

倉吉 鳥取県の内 倉吉市 東伯郡の内 岡金町 羽合町 灘手村 三朝町 下北条村 中北条村 東郷町 泊村

西村 成美村 安田村」及び「古布庄村 下郷村 浦安町 上郷村」を削

り、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「江尾町 神奈川村 米沢村」を「江府町」に改め、同表黒坂簡易裁判所の管轄区域の欄中「日野村」を削り、同表島根大田簡易裁判所の管轄

鹿兒島県の内 名瀬市	鹿兒島県の内 大島郡の内	鹿兒島県の内 大島郡の内	徳之島 大島郡の内
三方村 龍郷村 笠利村 宇検村 西方村 実久村	笠利村 大和村 住用村 西久村 鎮西村 喜原町	早町村 古仁屋町	東天城村 天城村 伊仙村 和泊町
			知名町

区域の欄中「安濃郡」を「大田市 安濃郡」に、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「西牟田村」を「西牟田町」に改め、同表屋久島簡易裁判所の項の次に次の二項を加える。

同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「日当山村」を「日当山町」に、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「西南方村」を「坊津村」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「山崎村」を「山崎町」に改め、同表氣仙沼簡易裁判所の管轄区域の欄中「本吉郡の内」を「本吉町の内」に改め、「氣仙沼町」「鹿折町」及び「松岩村」を削り、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「安濃郡の内」を削り、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「生保内村」を「生保内町」に、同表若見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「月形村」を「月形町」に改め、同表濱川簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜益郡」を「声別市 浜益郡」に改め、「声別町」を削り、同表苦小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「追分村」を「追分町」に、「鶴川村」を「鶴川町」に、同表森簡易裁判所の管轄区域の

欄中「茅部郡」を「茅部郡の内」に、同表八雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「山越郡」を「茅部郡の内」に、同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「風連村」を「風連町」に、同表遠軽簡易裁判所の管轄区域の欄中「丸瀬布村」を「丸瀬布町」に、「上湧別村」を「上湧別町」に、「下湧別村」を「湧別町」に、「佐呂間村」を「佐呂間町」に改め、同表丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中「身島村」を削り、同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「堀江村」を「堀江町」に改め、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「垣生村 大島村 神郷村 多喜浜村」を削る。

附則
1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

○「郡」君登壇、拍手
○「郡」君 只今上程されました四案について、委員会における審議の経過とその結果について御報告いたします。

先ず刑法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法案を一括して申上げます。

この両法案の主たる内容は、初度目の執行猶予者に対して保護観察に付することができるようにするためのものでありまして、刑法はその実体を定め、保護観察法はその執行及びそれに関連する手続を定めたものであります。保護観察の制度は、各国において採用され、我が国におきましても、少年に対しては早くから独立の処遇として行われておりましたが、成人に対しても仮出獄者に対してこれを付することになつており、更に昨年の第十六回国会において、執行猶予者の一部、即ち軽微な犯罪で情状特に憫諭すべきものとして再度の執行猶予を許された者に対して、これを保護観察に付することとなつたのであります。而してその際

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

3 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

4 この法律により設立される簡易裁判所は、それぞれその名称を同じくする従前の簡易裁判所と同一のものとなす。

当委員会におきましては、附帯決議をいたし、政府に対し「保護観察制度の拡充強化を図るよう努力すると共に、初度目の執行猶予者に対して、この制度を適用することのできるような法案を準備し、国会に提案されたい」旨を要望いたしました。今次の法案は、大体この趣旨に即つたものでありまして、保護観察制度は少年に對し及び成人の仮出獄者並びに執行猶予者に対して付されることとなり、刑政史上二期を画するものであります。即ち執行猶予者は、これを保護司或いは保護観察官の観察に付し、善行の保持、住居の届出等の遵守事項を守るよう指導監督し、よつて健全な社会に復帰させんとするものであります。保護観察法案は、補導援護、指導監督、保護観察の仮解除、仮解除の取消等の手続について定めております。

以上が、両法案に通ずる重要な事項であります。刑法の一部を改正する法律案におきましては、このほか、先般いたしましたので、それに伴ひ、国外にある日本の航空機内の犯罪について、国外にある日本船舶内の犯罪と同様に処罰できるように改正いたしてあります。

委員会におきましては、慎重審議がなされました。その詳細は、会議録に譲りまして、主な点を申し上げますと、大体次の通りであります。

保護観察に付せられた者の遵守事項が、善行の保持と住居の届出の二項目となり、犯罪者予防更生法の場合に比し、非常に緩和されているが、實際問題としてそれで足りるか。殊に善行なる概念は、判断する人によつて差異の

生ずることが大きい。而もその違反が、直ちに執行猶予の取消の原因となるので、具体的な規定を置くべきではないかということ、或いは刑が短期である場合に保護観察の期間も短くなるが、その効果が華らなことが憂へられるが、その辺に検討の余地はないかという点、その他保護司の活動状況、実費弁償の問題等の諸点であります。これに對しましては政府側の説明の太略を申し上げますと、遵守事項は、考へ方としては、従前のものが、曾つて収容施設に収容された経験のある者を対象としたの對し、今次のそれは、さうな経験のない者が対象となるので、そこに質的な相違もあつて緩和したのであるが、大体に就くことが、善行保持の内容ともなつていくというのであります。又予算的には、保護司の十分な活動を期するにはなお不足である。就職の確保保証について思わぬ損害をこうむつた例がかなりあること等、詳細な説明がなされたのであります。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、宮城委員より「保護観察制度が全面的に採用されたことは、刑事政策上画期的なことであつて賛成する」旨の発言があり、更に保護司等の研修の要があること、その活動に予算面の裏付けが不十分であること、この制度の宣伝啓蒙を要すること等に關連して政府に要望の意見が述べられました。

採決におきましては、両法案を一括して採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

昭和二十九年四月一日 参議院會議録第二十七号 刑法の一部を改正する法律案外三件

昭和二十九年四月一日 参議院會議録第二十七号 議事日程追加の件 運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

次に、刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律案について申し上げます。

本法律案の提案の理由を説明いたしますと、犯罪捜査を担当する各種機関、殊に警察官と検察官の権限の調整につき、現行刑事訴訟法は、司法警察関係の諸機関と検察官とは、犯罪捜査に關しては互いに協力すべきものとしつつ、検察官の任務及び地位、即ち公訴官であると共に、裁判官に準ずる身分保障を有するといふ検察官の特殊の立場を考へまして、検察官に司法警察職員の捜査に対する一定の指示、指揮の権限を与へ、その裏付けをいたしまして、司法警察職員が、正当な理由がなく、検察官の指示又は指揮に従わな

い場合には、一般の警察職員について公安委員会が、その他の司法警察職員については、それらの懲戒権限者及び懲戒庁の長の訴追に基いて、懲戒又は罷免すべきものとし、以て公訴の遂行と人権の保障に遺憾のないように配慮してゐるのであります。然るに今日まで、別の法律が制定されておりましたので、ここに必要な規定の整備をなさんとするものであります。

本法律案の内容は、第一は、訴追の形式及び相手方につき、刑事訴訟法第九十四条第一項を補足する規定であり、第二は、右の請求を受けた公安委員会その他の者が、刑事訴訟法第九十四条第二項に基いて行つた懲戒権限の処分の種類、手続、効果等を当該司法警察職員に対する通常の懲戒処分の例によることにならしてゐるのであります。委員会におきましては、慎重に審議いたしましたので、その詳細については、

速記録によつて御了承願ひたいと存じます。

かくて討論に入りまして、別に発言もありませんでしたので、直ちに採決に入り、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本法案の改正の要点は、次の通りであります。先ず第一は、簡易裁判所の名称の変更であります。即ち行政区画の変更により、岡山県の林野簡易裁判所の名称を、美作簡易裁判所に改めようとするのであります。第二は、土地の状況及び行政区画の変更により、土浦簡易裁判所外十二の簡易裁判所の管轄区域の一部を変更せんとするものであります。第三は、市町村の廃置分合による行政区画の変更、市町村の名称の変更等に伴つて、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表に必要な整理を加へようとするものであります。第四は、先に奄美群島の復帰に伴つた法令の適用の暫定措置等に関する法律の規定により、昭和二十八年十二月二十五日設立された名瀬簡易裁判所及び徳之島簡易裁判所を、この際他の簡易裁判所と同じく、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律によつて設立される裁判所としようとするものであります。

委員会におきましては、慎重に審議を重ね、各委員より、適切な質疑が行われたのであります。その詳細は、速

記録によつて御了承願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りまして、別に御発言もありませんでしたので、直ちに採決に入り、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)
○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて四案は、全会一致を以て可決せられました。
議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩
午後九時二十一分開議
○議長(河井彌八君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。参事に報告させます。

〔参事朗読〕
本日委員長から左の報告書を提出し、運輸省設置法の一部を改正する等の法律案可決報告書

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、運輸省設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。内閣委員長小酒井義男君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月二十五日
衆議院議長 堤 隆次郎
参議院議長 河井彌八君
(一)は衆議院修正
運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案
第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

海上航行安全審議会
運輸大臣の諮問に應じて水先法(昭和十四年法律第二十一号)及び船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)に定める事項その他海上における航行の安全に關する重要事項を調査審議すること。

第二条 運輸省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十八号)は、廢止する。

附則
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、運輸省設置法第二十九条の改正規定及び同法第三十七条の三の次に一条を加ふる改正規定は、同年七月一日から施行する。
2 水先法の一部を次のように改正する。

第二十九条中「航空標識所」を「航空標識所」に改める。
第三十七条第二項の表中「官帖海員学校 香川県三豊郡栗島村」を「口之津海員学校 長崎県南高来郡口之津町」に改める。
第三十七条の三の次に次の一条を加ふる。
(航空大学校)

第三十七条の四 航空大学校は、航空に關する専門の学科及び技能を教授し、航空従事者を養成する機関とする。
2 航空大学校は、宮崎市に置く。
3 航空大学校の内部組織は、運輸省令で定める。
第三十八条第一項の表中水先審議会の項を次のように改める。

目次中「第五章 水先審議会(第三十一条―第三十九条)」を「第五章 附則(第三十一条―第三十三条)に改める。
第二十四条の次に次の一条を加ふる。
第二十四条の二 運輸大臣は、前二条の規定による処分をしようとするときは、海上航行安全審議会の意見を徴し、且つ、その意見を尊重してこれをしなければならない。

第三十一条―第三十八条)を「第五章 附則(第三十一条―第三十三条)に改める。
第二十四条の次に次の一条を加ふる。
第二十四条の二 運輸大臣は、前二条の規定による処分をしようとするときは、海上航行安全審議会の意見を徴し、且つ、その意見を尊重してこれをしなければならない。

第三十一条―第三十八条)を「第五章 附則(第三十一条―第三十三条)に改める。
第二十四条の次に次の一条を加ふる。
第二十四条の二 運輸大臣は、前二条の規定による処分をしようとするときは、海上航行安全審議会の意見を徴し、且つ、その意見を尊重してこれをしなければならない。

第三十一条―第三十八条)を「第五章 附則(第三十一条―第三十三条)に改める。
第二十四条の次に次の一条を加ふる。
第二十四条の二 運輸大臣は、前二条の規定による処分をしようとするときは、海上航行安全審議会の意見を徴し、且つ、その意見を尊重してこれをしなければならない。

第三十一条―第三十八条)を「第五章 附則(第三十一条―第三十三条)に改める。
第二十四条の次に次の一条を加ふる。
第二十四条の二 運輸大臣は、前二条の規定による処分をしようとするときは、海上航行安全審議会の意見を徴し、且つ、その意見を尊重してこれをしなければならない。

2 海上航行安全審議会は、前項の規定による意見を決定しようとするときは、当該処分に係る水先人に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して聴聞をしなければならない。当該水先人は、聴聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

第二十五条第一項中「水先審議会を海上航行安全審議会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、海上航行安全審議会が前項の規定による勧告をする場合に準用する。

第六章を第五章とし、第三十九条を第三十一条とし、第四十条を第三十二条とし、第四十一条を第三十三条とし、同条中「第三十九条第三号を「第三十一条第三号」に改める。

3 船舶職員法の一部を次のように改正する。

第十條第二項、第十一條第一項及び第二項並びに第十五條中「海上安全審議会」を「海上航行安全審議会」に改める。

〔小酒井義男君登壇、拍手〕

○小酒井義男君 只今上程に相成りました運輸省設置法の一部を改正する等の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、先に政府より提出せられました原案が衆議院において一部修正議決の上、本院に送付されたものでありまして、衆議院における修正点は、

政府原案の第二条を全文削除し、併せてこれに伴う必要な字句の整理を加えた点にあるのであります。

次に、本法案の内容の概略を御説明いたします。本法案の内容は、運輸省設置法の一部を改正して、その附属機関につき、次の三つの措置を講じたものであります。その第一は、宮崎海員学校を廃止して口之津海員学校を新設すること。その第二は、新たに宮崎市に航空大学校を開設すること。その第三は、水先審議会に海上における航行の安全に関する重要事項を審議させることとし、その名称を海上航行安全審議会に改めること。以上の三点であります。

なお、本法案は、本年四月一日から施行し、航空大学校新設に関する改正規定は本年七月一日から施行することとしているのであります。

御参考までに、衆議院において政府原案に修正の結果削除されました第二条について、その内容を簡単に申し上げます。この第二条は、海上公安局法が目下国会に提出されている防衛庁設置法案によつて廃止されることとなつておりますので、あらかじめこれに伴う所要の整理をする点を規定してあるのであります。衆議院におきましては、海上公安局法の廃止を規定しております。防衛庁設置法案が目下審議中でありまして、同法案の成立を見ない今日、海上公安局廃止後の措置をこの法案の中に規定することは当を得ないという理由により、一応本法案の第二条は、全文これを削除し、これに関する必要な法的措置は、基本法たる防衛庁設置法案の中においてなされるべきものとの見解によつたのであります。

内閣委員会は、委員会を五回開きまして本法案の審査に當つたのであります。が、本法案の審査の過程において特に問題となりました主な点を御報告いたします。

従来宮崎市に置かれていた宮崎海員学校は、昭和二十年進駐軍にその施設の全部を接収されたために、翌二十一年四月に香川県元栗島商船学校の校舎を仮校舎として同所に移転をいたし、最後の卒業生を送り出すと同時に、翌二十二年四月に栗島海員学校が併設されましたので、爾來宮崎海員学校は生徒の募集を中止し、我が国の独立後に至つても宮崎市における旧校舎は、その接収解除後は引揚者の住宅の用に使用されて旧に復帰し得ない状態のまま現在に至つて居ることのであります。今回本法案によりまして、改めて宮崎海員学校を廃止いたしました。新たに長崎県口之津町に口之津海員学校を開設するといふ点について、内閣委員と政府当局との間に質疑応答がなされたのであります。

各委員よりの質疑の第一点は、九州全域を通じて見るに、いわゆる北九州には現在門司及び唐津に海員学校があるのに、更に長崎県口之津町に海員学校を新設することであるが、南九州地区にあつては従来設置せられてあつた宮崎海員学校を廃止することになれば、大分、宮崎、鹿児島、熊本の四県を通じて船員の養成機関たる海員学校は一つもないことになり、海員学校の配置が地理的に見て甚だしく九州北部に集中偏在するきらいがあること。質疑の第二点は、今回口之津町に海員学校を新設するについては、政府は二十八年年度予算において千八百三

十一万円を計上すると共に、地元附近の町村或いは船会社等より、二千六百万円という国庫支出を遙かに上廻る多額の地元負担金を受入れる計画で着々準備が進められて、この四月一日より開校を予定していることである。が、地方財政逼迫の折から、かかる多額の負担を地元へ負わせることは妥当でないといふこと。質疑の第三点は、口之津に海員学校を新設するについては、あらかじめ運輸省設置法に所要の法的措置を講ずることを先決条件とすべきであるのに、これに先立つて二十八年年度予算に所要の経費を計上して、施設の建設、生徒の募集等の手配を進めており、開校予定の四月一日に近接した時期に至つて、俄かに運輸省設置法の一部改正といふ本法案の審議を求めるといふ政府の措置は、特に国会の立法審議権を輕視する遺憾の措置であるといふこと。以上三点が質疑の中心となつたのであります。

これに対して、政府は「九州全域を通じて海員学校の所在が北九州に偏在する点は十分これを認めるが、北九州に現在ある海員学校における入学希望者は、他地方に比して著しく多く、例えば長崎県の海員手帳所有者が宮崎県の海員手帳所有者の七倍もあるといふ実情等を考慮し、口之津に海員学校を設置することとしたのである。但し海員日本としては今後ますます船員の養成を必要とすることは明らかであるから、今後海員学校を増設する場合は、宮崎海員学校の復活については十分考慮する」との石井運輸大臣の答弁があつたのであります。又国庫支出よりも遙かに上廻る額を地元へ負担させるといふ点については、政府は、もとより

地元負担金の提供を強要しておるわけではないのであるが、地元の町村或いは船会社等より極めて熱心積極的な協力の申出があつて、口之津の地元からは自発的に三年間に二千六百万円を負担するといふ申出があつたので、運輸省としては、当初の予算が財政節約のため三割も削減された際でもあり、これを受入れることとした。旨の運輸省当局の答弁がなされました。国会の立法審議権の輕視といふ点については、従来学校の建設等については、予算が通れば、開校に間に合わせるために工事等を取急ぐといふ慣例になつて居るので、設置法の一部改正に関する本法案の提出が若干時間的にずれている点については、御了承を得たい」との運輸省当局の答弁でありました。

本日の委員会におきまして、最後の質疑を続行し、山下委員より「前四回に亘る委員会の審議中においてなされた政府の答弁を総合するに、宮崎海員学校の復活については、政府は今後十分努力する意思があるもののごとく認められるが、念のため石井運輸大臣の見解を明確にしておきたい」といふ質問に対し、石井運輸大臣は「宮崎海員学校の復活については、只今具体的な計画はないが、今後海員学校増設の際に、南九州に設ける場合には、宮崎は沿革的な関係もあり、最も有力な候補地と考へており、十分考慮する所存である」との答弁がありました。

質疑を終了後、直ちに討論に入り、矢嶋委員は社会党第四控室を代表して、本法案には賛成である。ただ若干希望意見を述べると前置して、「一、海員の養成計画並びに海員学校の地理的配置について計画性を欠く点あり、

昭和二十九年四月一日 衆議院会議録第二十七号 運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

五六七

昭和二十九年四月一日 参議院會議録第二十七号 運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

今後一層検討を加えられたい。二、このたびの口之津海員学校新設については、地元負担が余りにも過大である。今後この種の地元負担を抑制するがごときことの絶対なきことを望む。当面の口之津の地元負担額については、すでに話し合済の二千六百万円を超過するがごときことの絶対なきよう特に要望する。三、只今山下委員の質問に対し、石井運輸大臣より答弁のあつた点は、その構想の通り具体的に推進されるよう要望する。又後刻委員長より発議される附帯決議に対しては、特に石井運輸大臣より明快な所見を示されたい」と述べ、なお予算と法案提出の時期的ずれから来る法案審議権の制約につき遺憾の点ある旨を述べ、長島委員は、「本法案には賛成である。なお只今石井運輸大臣から発言のあつた通り、宮崎海員学校の速かなる復活を要望し、竹下委員は、「本法案には賛成である。詳細な意見は質疑中に十分述べているので省略するが、ただ一点各地に設けられている海員学校を中心として、広くその地方の青年たちに対して、海事思想を普及して欲しい」との希望を述べられ、山下委員は、社会党第二控室を代表して原案に賛成し、「我が国の国情に照し、海員学校の増設は衷心より喜ばしいことであり、同志たる日本海員組合は本法案の成立を絶賛している。又運輸省が航空天学校の新設に着手されたことに對し、深く敬意を表する」旨を述べ、討論を終結し、採決の結果、衆議院より修正議決の上送付された本法案は、全会一致を以てこれを可決すべきものと議決いたしましたのであります。

次いで、委員長より次の附帯決議案を提出し、全会一致を以てこの附帯決議を可決いたしました。

附帯決議
一、宮崎海員学校は昭和十七年開校され、大分、宮崎、鹿児島及び熊本本の四県即ち南九州地域における海運に關する唯一の海員養成機関である。然るに、終戦後米軍に接収され、今なお再開の運びに至らず休校しているのであるが、政府は今回これを廃止し、新たに長崎県口之津に新設せんとするものである。本改正案は明らかに学校分布の公平を欠き、宮崎海員学校の歴史と南九州の海運に關する地位を軽視する措置である。政府は速かに宮崎海員学校の復活をなすべきことを要望する。

二、政府は口之津海員学校を新設するに當り、予算措置を講ずると共に、速かに運輸省設置法の改正法律案を国会に提出し、その法律案の成立を待つべきにもかかわらず、三月十六日に至り漸く改正法律案を国会に提出し、これらの法律案の提出に先立ち、民間に対して多額の負担をなせしめ、又校舎の建築をなすがごとき措置を講じたるは、国会の法律案審議権を制約する虞れあり、この点誠に遺憾と言わざるを得ず。政府は将来かかる措置を繰返さざるよう、厳に自戒すべきことを要望する。

以上を以ちまして、報告を終ります。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。
○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。午後九時三十六分散会。
○本日の會議に付した事件
一、日程第一 刑法の一部を改正する法律案
一、日程第二 執行猶予者保護編纂法案
一、日程第三 刑事訴訟法第九十九四条に基く懲戒処分に関する法律案
一、日程第四 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
一、運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

出席者は左の通り。
議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君
議員
河野 謙三君 佐藤 尙武君
小林 武治君 小林 政夫君
岸 良一君 北 勝太郎君
加藤 正人君 片柳 眞吉君
梶原 茂嘉君 上林 忠次君
楠見 義男君 柏木 康治君
奥 むめお君 井野 領哉君
石黒 忠篤君 飯島通次郎君
加賀山之雄君 森 八三一君
森田 義衛君 宮城タマヨ君
三木與吉郎君 三浦 辰雄君

前田 久吉君 後藤 丈夫君
西田 隆男君 中山 福藏君
豊田 雅孝君 常岡 一郎君
土田国太郎君 田村 文吉君
館 哲二君 竹下 繁次君
高橋 道男君 高橋 莊太郎君
高木 正夫君 新谷寅三郎君
鳥川 信次君 白井 勇君
横川 信夫君 深木 六郎君
木村 守江君 青柳 秀夫君
高野 一夫君 西川弥平治君
石井 桂君 井上 清一君
関根 久藏君 川口爲之助君
酒井 利雄君 佐藤清一郎君
森田 豊壽君 宮本 邦彦君
宮田 重文君 滝井治三郎君
大矢半次郎君 愛知 揆一君
石原幹市郎君 植竹 春彦君
岡田 信次君 松岡 平市君
大谷 政二君 國 伊能君
一松 敏二君 西郷吉之助君
中川 幸平君 北村 一男君
左藤 義隆君 寺尾 豊君
中山 壽彦君 青木 一男君
大野秀次郎君 小瀧 彬君
伊能繁次郎君 杉原 荒太君
榊原 亨君 大谷 實雄君
宮澤 喜一君 高橋 徳君
横山 フク君 西岡 ハル君
重政 廣徳君 鹿島守之助君
木内 四郎君 藤野 繁雄君
青山 正一君 石村 幸作君
青森 常夫君 入交 太蔵君
高橋進太郎君 永岡 光治君
加藤 武徳君 上原 正吉君
郡 祐一君 山本 米治君
小野 義夫君 三輪 貞治君
平井 太郎君 堀 末治君
白波彌米吉君 池田宇右衛門君
島津 忠彦君 湯山 勇君
大和 與一君 小林 英三君
泉山 三六君 石坂 豊二君

井上 知治君 岩沢 忠彦君
内村 清次君 秋山 長造君
阿具根 登君 大倉 精一君
河合 義一君 岡 三郎君
永井純一郎君 竹中 勝男君
成瀬 輝治君 小林 亦治君
小酒井義男君 佐多 忠隆君
小川 孝平君 堂森 芳夫君
田畑 金光君 森崎 隆君
高田なほ子君 安部キミ子君
矢嶋 三義君 藤田 進君
岡田 宗司君 田中 一君
戸叶 武君 栗山 良夫君
吉田 法晴君 藤原 道子君
小笠原三三男君 菊川 孝夫君
若木 勝藏君 山田 節男君
天田 勝正君 中田 吉雄君
三橋八次郎君 羽生 三七君
三木 治朗君 曾根 益君
山下 義信君 市川 房枝君
東 隆君 野本 品吉君
三浦 義男君 石川 清一君
最上 英子君 松浦 定義君
松浦 清一君 赤松 常子君
武藤 常介君 寺本 廣作君
須藤 五郎君 八木 秀次君
加藤シヅエ君 井村 徳二君
鈴木 一君 加瀬 完君
千田 正君 堀木 鎌三君
菊田 七平君 長谷部ひろ君
木村輝八郎君 村尾 重雄君
榊橋 小虎君 苦米地義三君
國務大臣 石井光次郎君
運輸大臣
政府委員
法務政務次官 三浦寅之助君
法務大臣官 位野木益雄君
房調査課長 井本 台吉君
法務省刑事局長 斎藤 三郎君
法務省保護局長 斎藤 三郎君
運輸大臣官房長 山内 公敏君

三月三十一日第三種郵便物認可

定價一部 十五円
送料別
發行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段四三三三官報課
郵便東京一九〇〇官報課

五六八